

化粧品工場7人

「解雇違法」訴え

派遣元相手に仮処分申請

契約期間中に突然解雇されたなどとして、資生堂の鎌倉工場で働いていた元請負労働者の女性7人が10日、派遣元の「アンフィニ」(茨城県つく

ばみらい市)を相手に、社員としての地位保全と月賃金約13万~24万円の支払いを求め、仮処分を横浜地裁に申し立てた。

申立書などによると、女性7人は1年7カ月~8年5カ月、鎌倉市岩瀬にある資生堂鎌倉工場で口紅の製造に従事。資生堂が生産量を減らす方針を決定した後、09年12月31日までだった契約期間を同年5月末までに変更させられた上、5人についてはその契約が満了する前に解雇された。残りの2人は労働組合への加入を理由に5月末で契約を打ち切られたとしている。

7人は「法的には12月31日までの契約だった」と主張。

工場では資生堂側から指揮命

令を受けており「偽装請負」の状態だったとしている。

アンフィニは「申立書を見ていないのでコメントできない」としている。